

2023年3月13日

お客さま各位

払戻請求書による当座勘定からの払戻しサービスの開始について

平素は格別のお引き立てを賜り厚く御礼申し上げます。

名古屋銀行では、払戻請求書による当座勘定からの払戻しサービスを2023年4月3日より開始いたします。

全国銀行協会は、政府の「成長戦略実行計画」を踏まえ「2026年度末までに手形・小切手の交換枚数をゼロにする」ことを目標に掲げております。当行におきまして手形・小切手による決済機能の代替手段として、払戻請求書による当座勘定からの払戻しサービスを開始するものです。

お客さまのご理解のほど、何卒よろしくお願い申し上げます。

なお、当行では、手形・小切手に代わる電子的な決済方法として、「でんさいサービス」の利用をおすすめしております。（「でんさい」のご利用には、当行所定の審査があります）同サービスのご利用をぜひこの機会にご検討ください。

当座勘定払戻請求書ご利用方法

当行所定の払戻請求書へ届出の印章・記名判押印、および当座勘定入金帳をご提示いただくことにより、小切手を振り出すことなく、お取引店において当座勘定からの払戻しが可能となります。詳細はお取引店にお問い合わせください。

以上